

# 業務及び財産の状況に関する説明書類

第3期 2023年7月1日から2024年6月30日まで

2024年8月31日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 晴磐監査法人  
所在地 東京都新宿区西新宿1-25-1  
新宿センタービル 49階  
代表者 浅野 博

## 一. 業務の概況

### 1. 監査法人の目的及び沿革

#### (1) 目的

財務書類の監査又は証明の業務

#### (2) 沿革

当法人の沿革は次のとおりです。

- 2021年7月 東京都新宿区大久保に晴磐監査法人を設立
- 2022年1月 上場会社監査事務所登録制度の準登録事務所名簿に登録
- 2023年4月 改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定によるみなし登録
- 2023年6月 東京都新宿区西新宿6丁目に事務所を移転
- 2024年5月 上場会社等監査人名簿に登録
- 2024年6月 東京都新宿区西新宿1丁目に事務所を移転

### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

### 3. 業務の内容

#### (1) 業務概要

当法人は、中小規模の事業会社等に対して質の高い監査サービスを提供することを目的に、監査業務専門の監査法人として2021年7月に設立されました。

設立3期目である当期は、新たに金商法・会社法監査1社及びその他の任意監査1社の監査契約を受嘱し、当事業年度末現在の被監査会社は8社（金商法・会社法監査4社、会社法監査2社、その他の任意監査2社）となりました。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

上記の他、該当事項はありません。

(3)監査証明業務の状況

2024年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4社	4社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	2社	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	—	—
⑦ その他の任意監査	2社	—
計	8社	4社

(4)非監査証明業務の状況

該当事項はありません。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1)業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、経営理念である「私たちと関わる人の心を晴れやかにする」ことを実現するために、基本方針として「信頼関係の構築」、「成長への挑戦」、「個性を活かす組織づくり」及び「真の専門家の育成」に取り組んでいます。

② 経営管理に関する措置

当法人は社員全員で構成される「社員会」において経営方針等の重要事項の意思決定を行っています。また、統括代表パートナー及び法人業務を執行する社員から構成される「経営会議」を設置し、原則として月2回開催しています。経営会議では、各業務の担当社員からの業務報告、日常業務における情報交換等を行い、重要な業務の進捗状況を確認し、社員会で決定した経営方針の徹底を図っています。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施することを「監査の品質管理規程」に定め、監査責任者が自ら遵守するとともにその遵守を監査チームのメンバーに指示しています。

(2)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の実務指針並びに倫理規則等に準拠した「監査の品質管理規程」を制定しています。

また、監査業務の品質を高いレベルで確保することが監査法人の生命線であることと認識しており、業務の品質の管理を行う専任の部門を設置し、あるべき品質管理システムの継続的な向上と適切な運用を実施しています。

具体的な措置は以下のとおりです。

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保(独立性の保持のための方針の策定)

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の倫理規則（以下「倫理規則」という。）に基づき、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業専門家としての行動を内容とする職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、全ての専門要員にその遵守を求めるとともに、遵守状況を確認しています。

また、独立性の規定の遵守を合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定め、毎年1回並びに必要となる時点において、日本公認会計士協会の倫理規則実務ガイドダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者）のローテーションについては、最新の法令及び倫理規則等に規定されている独立性や長期関与年数、クーリングオフ期間を考慮した法人所定のローテーションに関する取扱いに基づき、業務執行社員選任委員会において検討され、社員会で承認することを原則としています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定する場合に、監査品質を合理的に確保するための方針及び手続を定めています。具体的には、関与先に対する独立性、関与先の誠実性及び会社規模、契約条件及びリスク（不正リスクを含む）の評価、業務を実施するための能力及び経験を有する人的資源の確保の状況等を総合的に評価し、その評価結果をもとに契約リスクに応じて、品質管理部、契約審査会又は社員会において監査契約の新規締結又は更新の可否を承認することとしています。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、経営理念・基本方針等に沿って目標を設定し、一定の評価基準で貢献度合いを評価し決定する方針です。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、専門要員の能力の維持、向上を図るため、監査業務に従事する全ての専門要員に対し、当法人の監査品質を担保するために必要な研修を役割ごとに指定し受講を義務付けています。役割ごとに必要な研修は、想定される業務に対して重要な研修を業務の実施に必要な基準等の改訂、インサイダー取引規制や独立性、その他コンプライアンスや情

報セキュリティ等の分野から選定しています。また、継続的専門能力開発制度で定める必要な単位数の履修を確実にするために、履修状況を定期的にモニタリングし、必要な対応を実施しています。

#### ウ. その他

当法人は、経営理念・基本方針等に沿って自律的に行動する専門要員を採用する方針としています。具体的には、当面の間、大手監査法人で10年以上の監査経験又は管理職経験のある人材を中心に採用する方針としています。

また、監査責任者を含む監査チームの編成については、監査対象会社の業種・規模等を踏まえ、能力、経験及び独立性や監査業務の遂行に十分な時間を確保できること等を考慮し、契約リスクに応じて、品質管理部、契約審査会又は社員会にて承認されます。

### ④ 業務の実施及びその審査

#### ア. 専門的な見解の問合せ

当法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。具体的には、「専門的な見解の問合せフォーム」を整備し、方針の策定、具体的な事案、法人内外の専門的な見解の問合せ先等を具体的に定め、監査チームが必要と判断した場合に利用可能な体制を整備しています。

#### イ. 監査上の判断の相違の解決

監査チームは、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、該当する場合、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに審査担当者又は品質管理責任者に報告します。監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決します。

#### ウ. 監査証明業務に係る審査

当法人は、全ての法定監査業務について、監査実施者が行なった監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査担当者による審査を実施します。当該審査は、監査業務の審査に関する方針及び手続に従い、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とし、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針としています。

#### エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、すべての監査業務について監査調書を電子化しています。また、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を定めています。監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとに保存しており、最終的な整理を完了する期限は監査報告書日から60日以内としています。監査ファイルの最終的な整理の完了後は、監査責任者を含む監査チームメンバーは監査ファイルを編集できない仕

様としています。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めています。当該プロセスは、日常的な監視及び定期的な検証からなり、発見された不備の影響を評価し、是正措置が必要な不備である場合には、改善を要する事項を検討し、適切な是正措置を取ることとしています。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人は、公認会計士法第 34 条の 13 の規定に基づき、上記に記載のとおり当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するための業務管理体制（業務の品質の管理を行うための体制を含む）を整備しています。業務の品質の管理の方針は、監査の品質管理規程を含め必要な諸規程・ガイドライン等に定めています。当法人の品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理責任者が負い、最終的な責任は最高経営責任者（統括代表パートナー）が負っています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査責任者以外の社員が特定の監査業務の業務執行に不当な影響を及ぼすことのないよう監査チームの編成等の人員配置を考慮しています。

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

品質管理レビュー：2023 年 8 月

品質管理レビュー（登録の審査のためのレビュー）：2024 年 5 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の統括代表パートナーが、当法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て、

財務書類の監査又は証明することを業とする者)との業務上の提携に関する事項  
該当事項はありません。

## 二. 社員の概況

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8人	—	8人

### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

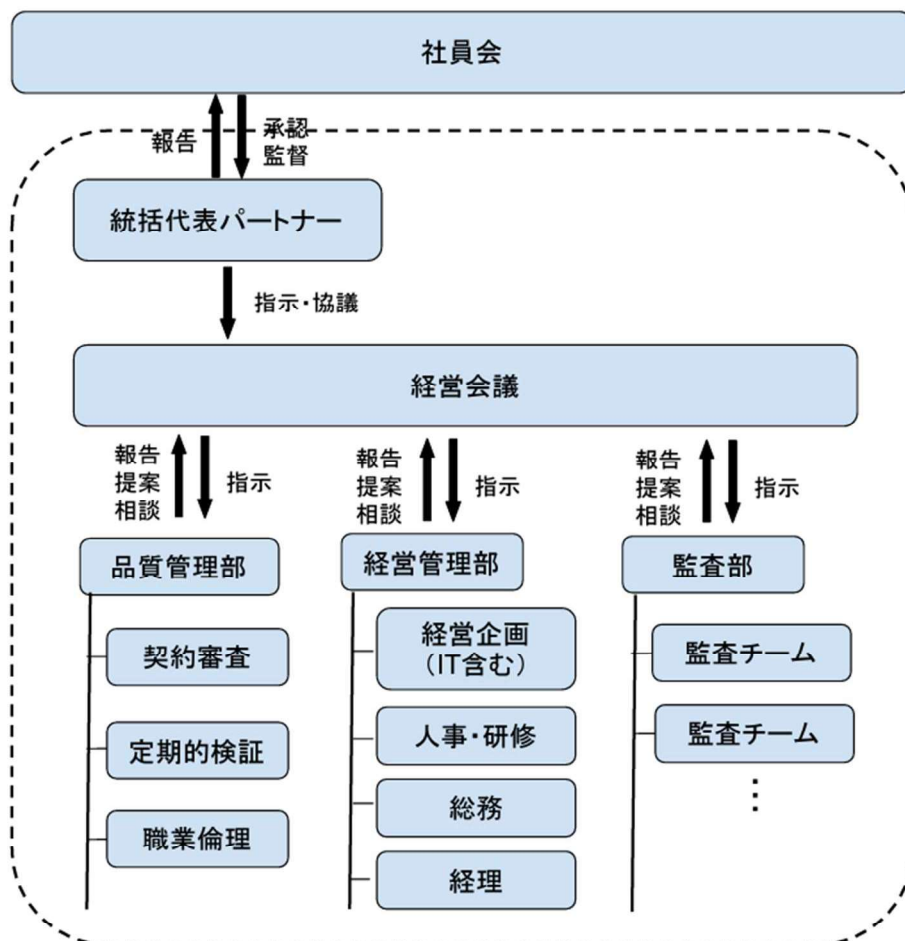
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営方針等の重要事項の意思決定	8人	—	8人
経営会議	業務担当社員からの業務報告、日常業務における情報交換、重要な業務の進捗状況の確認	6人	—	6人

## 三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の名称				公認会計士である使用人の数
		社員			計	
		公認会計士	特定社員	計		
本部	東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 49階	8人	—	8人	10人	

(事務所は本部のみであります。)

四. 監査法人の組織の概要



(2024年6月30日現在)

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第2期 2022年7月1日～ 2023年6月30日	第3期 2023年7月1日～ 2024年6月30日
売上高		
監査証明業務	73,700	143,440
非監査証明業務	—	—
合計	73,700	143,440

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は、無限責任監査法人であるため、添付しておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は、無限責任監査法人であるため、添付しておりません。

六. 被監査会社等（大会社に限る。）の名称

第一屋製パン株式会社

株式会社インフォネット

株式会社小野測器

株式会社一家ホールディングス

以 上